

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

医療用機器等の特別償却

Q：当医療法人では、今年度において既に医療機器を購入しましたし、これから購入する予定もあります。医療機器の特別償却について教えてください。

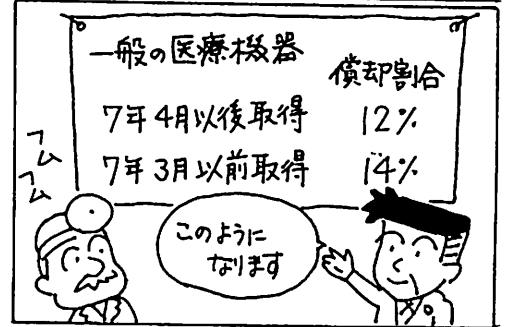
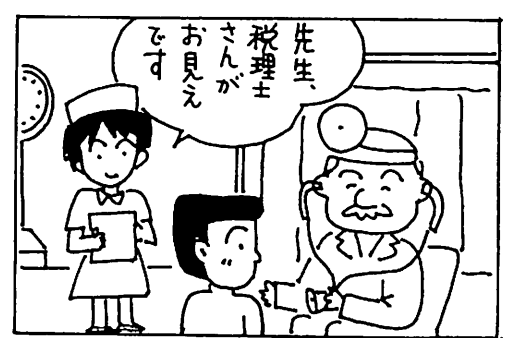
A：青色申告法人で医療保健業を営む法人等が、医療用機器等を購入し、その事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、その医療機器については、普通償却限度額と特別償却限度額との合計額まで減価償却することができます。

特別償却限度額は、 $\text{取得価額} \times \text{特別償却割合}$ で計算します。特別償却割合は、〔一般の医療機器〕が12%、〔特定の共同利用医療用機器〕が13%、〔看護業務省力化機器〕が18%です。取得価額は、1台又は1基あたり240万円以上という要件があります。なお、これらの要件は、法人が平成7年4月1日以後に取得した医療機器についてです。

平成7年3月31日以前に、取得した医療機器については、〔一般の医療機器〕が14%、〔特定の共同利用医療用機器〕が15%、〔看護業務省力化機器〕が20%で、取得価額の要件は、220万円以上となっています。

この規定の適用が受けれる医療機器等は、直接医療の用に供する機械や器具等であり、病院等が有する減価償却資産であっても、事務用の器具などは適用がありません。

また、青色申告書を提出する個人についても、所得税法上、医療機器等の特別償却の規定の適用があります。



第403号(8月21日)の「発明王 正木和三氏と会う」は、正木ではなく、政木和三氏の誤りです。ここにお詫びの上、訂正させていただきます。